

## 鳥獣の保護管理に関する分野

### ① 鳥獣保護管理制度の概要

講師：環境省鳥獣保護管理室 横山大樹

日本の鳥獣保護管理制度は、生物多様性の確保と生活環境の保全を目的とし、明治時代から始まり現在の鳥獣保護管理法へと進化してきました。科学的・計画的な鳥獣保護管理は、鳥獣の個体群の健全な維持と生態系のバランスを保つために不可欠です。このアプローチは、鳥獣の生息数や生息地の変化を監視し、必要に応じて適切な管理措置を講じることを可能にします。具体的には、鳥獣の保護と管理を目的とした法律や政策を策定し、それらを実施するための計画を立てることが含まれます。鳥獣の捕獲体制の整備に関して環境省は、狩猟者や捕獲者の育成、負担軽減、狩猟の推進を行い、専門家の育成にも力を入れています。近年は、鳥獣による農林水産業への被害が問題視され、特にニホンジカやイノシシの個体数増加が懸念されています。これに対応するため、捕獲や駆除の効率化、地域住民の参加を促す取組、生息地管理が行われています。さらに、最近のトピックとして、クマ類の生息状況、被害状況の変化に対応して創設された緊急銃猟制度等も解説します。

### ② 特定鳥獣の保護・管理

講師：一般財団法人自然環境研究センター 光岡佳納子

特定鳥獣（獣類）の保護・管理について、野生動物保護管理の歴史的背景、特定鳥獣保護管理制度の概要、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つの柱について解説します。日本では、1999年から特定鳥獣保護管理計画に基づく科学的かつ計画的な保護・管理が進められており、農林業被害の軽減と地域個体群の安定的な存続が図られています。特定鳥獣保護管理制度では、ニホンジカ、クマ類、ニホンザル、イノシシ、カモシカの5種について、全国で161計画が策定されています。保護・管理はモニタリングと順応的管理により、PDCAサイクルを回して効果的に運用されます。また、関係者間の合意形成と役割分担が重要であり、特定鳥獣保護管理計画の策定に関してメリットを解説します。

### ③ ニホンジカ：ガイドラインの概要・ポイント

講師：一般財団法人自然環境研究センター 山田志穂・中田靖彦

ニホンジカは北海道から九州に広く分布し、食性や繁殖率の高さから農林業被害が大きな問題となっています。過去には狩猟により個体数が減少しましたが、保護政策により増加し、被害が増大しています。2013年には個体数半減の目標が掲げられ、現在、シカの個体数は微減傾向にあり、農作物被害は減少しています。その一方で森林生態系への影響は増加しています。ガイドラインのポイントでは、ニホンジカの生息状況や土地利用に基づいて地域区分し、各地域で管理目標を設定し施策を実施することについて解説します。例えば被害

については、許容範囲に減らすことを目標に、モニタリング指標を定め数値目標を設定します。個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3本柱を総合的に実施し、PDCAサイクルを用いて計画の運用と施策の評価・改善を行い、管理を進めます。

#### ④ イノシシ：ガイドラインの概要・ポイント

講師：一般財団法人自然環境研究センター 光岡佳納子

イノシシの分布は全国的に拡大し、推定個体数は減少傾向にあります。自然増加率が高いため捕獲圧が低下すると個体数が速く回復します。農業被害は減少していますが、市街地出没や人身被害が新たな問題として発生しています。イノシシ保護・管理の目的は、人との軋轢の軽減と個体群の安定的な維持であり、農業被害の低減、市街地出没の抑制、感染症拡大防止が含まれます。地域によって異なる生息状況や被害状況、予算や実施体制を踏まえて優先度の高い地域を検討し、市街地出没への対応や感染症対策としてのイノシシ管理が必要です。また、モニタリングの実施により管理目標の達成状況を評価することが重要です。講義では、イノシシの保護及び管理に関するレポートで紹介した地域の事例をもとに、目標設定の考え方やモニタリング手法について解説します。

#### ⑤ クマ類：ガイドラインの概要・ポイント

講師：一般財団法人自然環境研究センター 澤邊佳彦

日本においてクマ類は、34都道府県にヒグマやツキノワグマが生息しています。近年はクマの生息域拡大や個体数増加が見られ、人の生活圏近くでの繁殖や定着が問題となっています。特にツキノワグマは初夏と秋に出没が多いことが知られます。クマ類の保護・管理では、クマの生態を考慮した施策が必要である他、広域的な保護・管理として関係自治体が連携し、行動圏をまたぐクマのモニタリングと施策が重要です。また、ゾーニング管理では、人とクマの棲み分けを目的に地域を区分し、各ゾーンでの管理目標に基づいた施策を実施します。個体群管理では、個体群の維持と人との軋轢軽減を図ることができる個体数で管理するため、目標個体数に向けた総捕獲数の管理を行います。設定した総捕獲数の中で、「侵入個体の排除」「問題個体管理」「個体数の管理」を行います。個体数の管理は、ゾーニング管理における「緩衝地帯」で実施します。生息環境管理では、各ゾーンで必要な環境整備を行い、被害防除対策として農林水産業被害や人身被害の防止が重要となります。

#### ⑥ ニホンザル：基本的な生態とガイドライン改定版の解説

講師：一般財団法人自然環境研究センター 滝口正明

2024年5月に改定された特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）では、より加害レベルの高い群れを優先的に減らしていく方針と地域個体群の保全基準の明確化しました。特に、捕獲の意思決定を簡略化する管理の進め方が提案されています。地域個体群の保全基準については、要配慮地域の選定と捕獲時の配慮事項が新たに設けら

れました。ニホンザルは群れで行動するため、計画的な群れ管理が必要です。講義では、要配慮地域と要配慮地域以外における加害レベルに応じた捕獲手法の選択の考え方を解説します。